

する。

- 2.4) Vベルトの張り及びカップリング、Vプーリの芯出しが適正でないものは修正する。またVベルトにひび割れ、めくれ汚れ等があるものは新品に交換する。

1.3 稼働状況の検査

a) 検査方法 常用の使用条件において次の点について検査する。

- 1) 軸封部、ケーシング、連結管及びその附属品取付部における漏えいの有無
- 2) 目視及び聴音棒等による軸受部、ケーシング、連結管等の異常振動及び異常音の有無
- 3) ベアリンググリース、又は潤滑油の品質及び量の適否
- 4) 触覚又は温度計による軸受部、ケーシング、グランド押え、連結管等の温度上昇の有無
- 5) 圧力計による吸出圧と吐入圧の差圧の適否
- 6) 電流計によって測定した電流値の適否

(電流値の測定は、それぞれの事業所が定めるところによって定期に行うほか、必要に応じてその都度行う。)

- 7) 配管のリリーフ弁の作動の適否
- 8) 保護装置の作動の適否

b) 判定及び処置

- 1) 各部に漏えいがなく、また異常振動、異常音、異常熱がなく、かつ吐出圧と吸入圧との差圧が正常なときは合格とする。
- 2) 軸封部、ケーシング、連結管及びその附属品の取付部に漏えいが認められたとき、また異常振動、異常音、異常熱があるときは、稼働を停止してその原因を確かめ、修理、調整するか又は給油する等の処置を行った後、再度稼働状況の検査を行う。再度の稼働状況の検査において、なお漏えいや異常が認められたときは、1.6によって分解点検を行う。
- 3) 吐出圧と吸入圧の差圧が正常でないときは、ストレーナのつまり、配管のリリーフ弁・弁の操作状況等を点検する。

[解説]

稼働状況の検査は当該ポンプの仕様書を参考として行い、検査結果がその仕様書の許容範囲内であるときは合格とし、許容範囲を超えるときは、その原因を調査して対応の処置を行う。

1.4 分解点検の準備* 必携 (第1分冊・JLPA 501 LPガスプラント検査基準の詳解) 1.4参照

1.5 分解点検

a) 分解点検の時期

- 1) ポンプの分解点検は、開放検査時期のほか稼働時間を考慮してその周期を短縮して行う。(第1編表4-3参照)(付参照)

ただし、液中ポンプは、貯槽の開放検査にあわせて行う。

しかし、当該貯槽に重大な欠陥があって、溶接補修を行ったため1年後にその貯槽を開放検査するような場合はこの限りでない。

- 2) ポンプの分解点検は前記1)にかかわらず次の場合に行う。

- 2.1) 外観検査を行い1.1 b) 2) 2.1) (割れ等の欠陥)によって分解点検を行う必要があると判定したとき。

- 2.2) 稼働状況の検査を行い1.3 b) 2) (漏えい) によって分解点検を行う必要があると判定したとき。
- 2.3) 軸封部に漏えいがあり分解点検を行う必要があると判定したとき。
- 2.4) 気密試験を行い1.7 c) 2) (気密試験での漏えい) によって分解点検を行う必要があると判定したとき。
- 2.5) その他分解点検を行う必要があるとき。

[解 説]

- (a) ポンプの機能を点検するための分解点検は完成検査後1年を経過した後なるべく早い時期に行うことが望ましい。
- (b) ポンプに異常が認められて分解点検を行い検査記録を作成した場合は1.5 a) 1)の検査を実施したものとみなす。
- ただし、部分補修を行った場合は、分解点検とはみなさない。

- b) 検査方法 ポンプを取り外して分解し、洗油、洗剤等によって十分洗浄した後、ケーシング及び各部品を目視によるほか必要に応じ測定器材等を用いて点検し、それぞれの割れ、摩耗、かじり、きず、芯振れ等の有無について検査し、ポンプの耐圧、気密性能並びに機能に及ぼす影響について検討する。

[解 説]

- (a) ポンプの分解点検を行うときは、その前後の至近の弁を閉じ操作を禁止する表示等をし、電源スイッチを切り、かつ、ポンプの分解点検中であることを明瞭に識別できるよう表示する。
- (b) ポンプの分解点検は、交換が必要と予測できる適正部品を準備した後に行う。
- (c) ポンプの分解点検は、降雨又は強風の際に屋外において行ってはならない。

c) 判定及び処置

- 1) ケーシング及び各部品に割れ又は有害な欠陥や不良個所がないときは合格とする。
 - 2) ケーシング及び各部品に割れ又は有害な欠陥や不良個所が認められたときは次の処置を行う。
 - 2.1) 耐圧部分等に割れ等があるときは、当該部品を適正なものに交換する。
 - 2.2) 各部品に割れ、摩耗、かじり、芯振れ等があるときは、当該部品を新品に交換する。
 - 2.3) ポンプの分解点検を行ったときは軸封機構、Oリング、ガスケットは新品に交換する。
 - 2.4) 高圧部分に使用されているボルト・ナット等は5年毎の分解点検の際に新品に交換することが望ましい。
 - 2.5) 目視検査によって耐圧部分に腐食、偏肉、摩耗等が認められたとき及び残存肉厚の確認を必要とするときは肉厚測定を行う。

肉厚の測定位置及び測定点数は、腐食、偏肉、摩耗が認められた個所のほか各部品について2点以上とする。
- 1.6 耐圧試験 耐圧性能の確認は、開放検査の方法又は耐圧試験の方法のいずれかにより実施しなければならない。
- 1.6.1 開放検査の方法
- a) 開放検査の時期
- 1) 第I編 表4-3による時期に行う。(付参照)
 - 2) 腐食又は割れ等の欠陥及び不具合事項が発生し緊急の処置対策を必要とする場合